

指定訪問介護 重要事項説明書

「紀宝町社協ホームヘルプサービス」

当事業所は介護保険の指定を受けています
(三重県指定 第 2473100036 号)

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	2
5. 提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	6
7. 緊急時の対応について	7
8. 非常災害時の対応について	7
9. 身体拘束の禁止について	7
10. 虐待暴防止の為の措置について	7
11. 感染症の予防及び蔓延防止のための措置について	7
12. 業務継続計画（B C P）の策定等について	7
13. 事故発生時の対応について	7
14. 秘密保持について	7
15. 苦情の受付について	7

(令和6年6月1日作成)

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 紀宝町社会福祉協議会
(2) 法人所在地 三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿 1074番地1
(3) 電話番号 0735-32-0957
(4) 代表者氏名 会長 木下起査央
(5) 設立年月 平成18年1月10日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類・名称 指定訪問介護事業所・紀宝町社協ホームヘルプサービス
平成18年1月10日指定 三重県2473100036号
(2) 事業所の目的 介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。
(3) 事業所の所在地 三重県南牟婁郡紀宝町神内277番地2
(4) 電話番号 0735-32-2023
(5) 管理者 林 優子
(6) 当事業所の運営方針 要介護者等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の心身的、精神的負担の軽減を図る為に、必要な日常生活の世話、その他必要な援助を行う。
(7) 開設年月 平成18年1月10日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業実施地域 紀宝町・御浜町（阿田和地区のみ）・新宮市（高田地区・熊野川地区は除く）
(2) 営業日および営業時間

営業日	月～金 （祝祭日及び12月29日～翌年1月3日は休日） 天災・その他やむを得ず業務を遂行できない日は除く
受付時間	8時30分～17時15分
サービス提供時間帯	8時00分～18時00分
備 考	営業日・提供時間以外の利用に関してはご相談に応じます。

4. 職員の配置状況

当事業所ではサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しており、指定基準を遵守しています。

職 種	管理者	サービス提供責任者	訪問介護員
職員数	1名	3名以上	20名以上

5. 提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|-----------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 |
| (2) 利用料金の全額をご契約者に負担していただく場合 |

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割又は8割、7割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

① 身体介護

- 入浴介助 ……入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。
- 排せつ介助 ……排せつの介助、おむつ交換を行います。
- 食事介助 ……食事の介助を行います。
- 体位変換 ……体位の変換を行います。
- 通院介助 ……通院の介助を行います。

② 生活援助

- 調理 ……ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）
- 洗濯 ……ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）
- 掃除 ……ご契約者の居室の掃除を行います。（ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）
- 買い物 ……ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

③ 通院等のための乗車または降車の介助

- 乗車・降車に関する身体介護サービスです。

＜サービス利用料金＞

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次の通りです。

身体介護	サービスに要する時間	30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間半未満		1時間半以上 (30分増ず毎に)	
		1割	2割	1割	2割	1割	2割	1割	2割
	1. 利用料金	2,440円		3,870円		5,670円		820円	
	2. うち、介護保険から給付される金額	2,196円	1,952円	3,483円	3,096円	5,103円	4,536円	738円	656円
	3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	244円	488円	387円	774円	567円	1,134円	82円	164円

生活援助	サービスに要する時間	20分以上 45分未満		45分以上				
		1割	2割	1割	2割			
	4. 利用料金	1,790円		2,200円				
	5. うち、介護保険から給付される金額	1,611円		1,432円		1,980円		1,760円
	6. サービス利用に係る自己負担額（4-5）	179円		358円		220円		440円

通院等乗降介助	サービスに関する時間			片道	
	7. 利用料金			970 円	
	8. うち介護保険から給付される金額		1 割		2 割
			873 円	776 円	
9. サービス利用に係る 自己負担額 (7 - 8)		97 円		194 円	

加 算

加算区分	初回加算		緊急時訪問 介護加算		介護職員処遇 改善加算 II
1. サービス利用料金	2, 000 円		1, 000 円		毎月算定単位の 22.4%
2. うち、介護保険から給付される金額	1, 800 円	1, 600 円	900 円	800 円	
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	200 円	400 円	100 円	200 円	毎月算定単位の 22.4%の 1割又は2割分

「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆ 上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆ 平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）：25%
- ・早朝（午前 6 時から午前 8 時まで）：25%
- ・深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）：50%

☆ 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合*は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の 2 倍の料金をいただきます。

*2人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払い頂きます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。

償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 (30分増ず毎に)
身体介護	2,440円	3,870円	5,670円	820円

	20分以上 45分未満	45分以上
生活援助	1,790円	2,200円

	サービスに要する時間	片道
通院等乗降介助	利 用 料 金	970円

☆ 平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・早朝（午前6時から午前8時まで）：25%
- ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

②交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、1km 30円を頂きます。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

料金・費用は、次の通りお支払い下さい。

- 1か月ごとに計算し、翌月25日に指定金融機関口座から自動引き落しさせていただきます。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用実績に基づいて計算した金額とします。）
- その他の支払方法を希望される方は、ご相談に応じます。

金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関
郵便局：伊勢農業協同組合・百五銀行
新宮信用金庫：紀陽銀行・三十三銀行

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う職員

実際のサービス提供にあたっては、複数の職員が交替してサービスを提供します。

(2) 職員の交替

職員の交替を希望する場合には、当該担当職員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して担当職員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の担当職員の指名はできません。

(3) サービス実施時の留意事項

ア. 定められた業務以外の禁止

サービスの利用にあたり、契約者は「4. 当事業所が提供するサービス（2 頁）」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

イ. サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

ウ. 備品等の使用

介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。職員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス利用の中止・変更・追加

ア. 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者に申し出てください。

イ. 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の自己負担相当額

ウ. サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所及び職員の稼働状況により契約者の希望する期日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 職員の禁止行為

職員は、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
- ②ご契約者もしくはその家族等からの物品等の授受
- ③ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

7. 緊急時の対応について

サービスを実施中に利用者の病状が急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに適切な措置を講じ、家族・市町村・居宅介護支援事業者等に連絡を行ないます。

8. 非常災害時の対応について

サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じる。

また、管理者は日常的に具体的な対処方法及び定期的な避難訓練を実施し、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。

9. 身体拘束の禁止について

原則として、契約者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に契約者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の契約者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由について記録します。

10. 虐待防止の為の措置について

人権の擁護・虐待の発生、その再発を防止するために高齢者虐待防止委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。ほか、指針の整備、研修を実施します。サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11. 感染症の予防及び蔓延防止のための対策について

事業所内の衛生管理、介護ケアにかかる感染対策を行い、感染症の予防に努めます。感染症の発生、その再発を防止するために感染症対策委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。ほか、指針の整備、研修および訓練を実施します。また、新たな感染症発生時に対しては、業務継続計画（BCP）に基づいて対応します。

12. 業務継続計画（BCP）の策定等について

感染症や非常災害が発生した場合において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催します。

13. 事故発生時の対応について

サービス提供中に事故が発生したときは、速やかに適切な措置を講じ、家族・市町村・居宅介護支援事業者等に連絡を行ないます。また、賠償すべき事故の場合は、介護保険・社会福祉事業者総合保険により対応します。

14. 秘密保持について

- (1) 当事業所の従業員は、正当な理由がなく、その知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当事業所は、当事業所の従業員であった者が、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう雇用契約等で定めます。
- (3) 当事業所は、サービス担当者会議等において、利用者及び家族の情報を用いる場合は、利用者及び家族の同意をあらかじめ文書により得ます。

15. 苦情の受付について

- (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

- | | |
|---------|--|
| ○苦情受付窓口 | 紀宝町社会福祉協議会神内事業所
電話（0735）32-2023
担当 係長 林 優子 |
| ○受付時間 | 毎週月曜日～金曜日（祝日を除く）
8：30～17：15 |

2) 行政機関その他苦情受付機関

紀宝町役場 福祉課	所在地 三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿324番地 電話番号 0735-33-0339 受付時間 8：30～17：15（土・日・祝日を除く）
紀南介護保険広域連合	所在地 三重県熊野市井戸町371 県庁舎内 電話番号 05978-9-6001 受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日を除く）
三重県運営適正化委員会 (三重県社会福社会館)	所在地 三重県津市桜橋2丁目131番地 電話番号 059-224-8111 受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日を除く）
三重県国保連合会 介護保険課 苦情相談窓口	所在地 三重県津市桜橋2丁目96番地 三重県自治会館内 2階 電話番号 059-222-4165 受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日を除く）
新宮市役所 健康長寿課	所在地 和歌山県新宮市春日1番1号 電話番号 0735-23-3346 受付時間 8：30～17：15（土・日・祝日を除く）

指定居宅サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 社会福祉法人 紀宝町社会福祉協議会

事業所 紀宝町社協ホームヘルプサービス

説明年月日 : 年 月 日

説明者職名 : サービス提供責任者

氏 名 : 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護事業の提供開始に同意しました。

利用者住所 :

氏 名 : 印

代理人名 : 印

本人との関係 :